

平成26年10月7日

まちづくり委員会資料

陳情の審査

陳情第175号 リニア新幹線着工前に沿線住民への速やかな説明会開催を
求める陳情

<添付資料>

- 資料1 リニア中央新幹線計画の概要
- 資料2 リニア中央新幹線計画の主な経緯及び今後の予定

まちづくり局

1～4の項目は、JR東海が作成した次の資料から、川崎市が説明用に抜粋、加工したものである。
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書（神奈川県）」（平成26年8月）
 ・「中央新幹線（東京都・名古屋市間）法対象環境影響評価書（川崎市）」（平成26年8月）

1 中央新幹線計画の内容

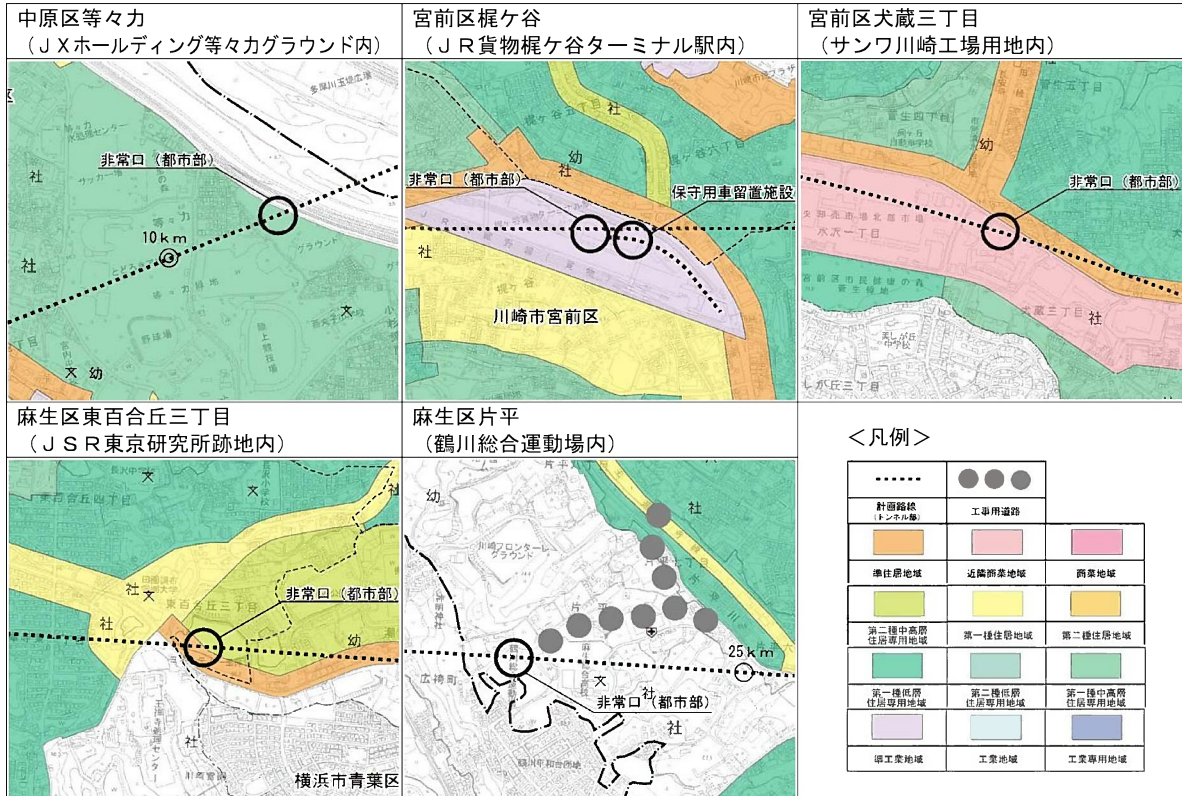
名称及び種類	名称：中央新幹線（東京都・名古屋市間） 種類：新幹線鉄道の建設（環境影響評価法第一種事業）
事業実施区域の起終点	起点：東京港区、終点：愛知県名古屋市 主要な経過地：甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部
走行方式	超電導磁気浮上方式
最高設計速度	505キロメートル/時
路線概要	中央新幹線（東京都・名古屋市間）の路線は、東京都内の東海道新幹線川崎駅付近を起点とし、山梨リニア実験線（全体で42.8 km）、甲府市付近、赤石山脈（南アルプス）中南部を経て、名古屋市内の東海道新幹線名古屋駅付近に至る、延長約286 km（地上部約40 km、トンネル約246 km）の区間です。 駅については、品川駅付近、名古屋駅付近のほか、神奈川県内、山梨県内、長野県内、岐阜県内に一駅ずつ設置する計画です。

2 市内の路線概要

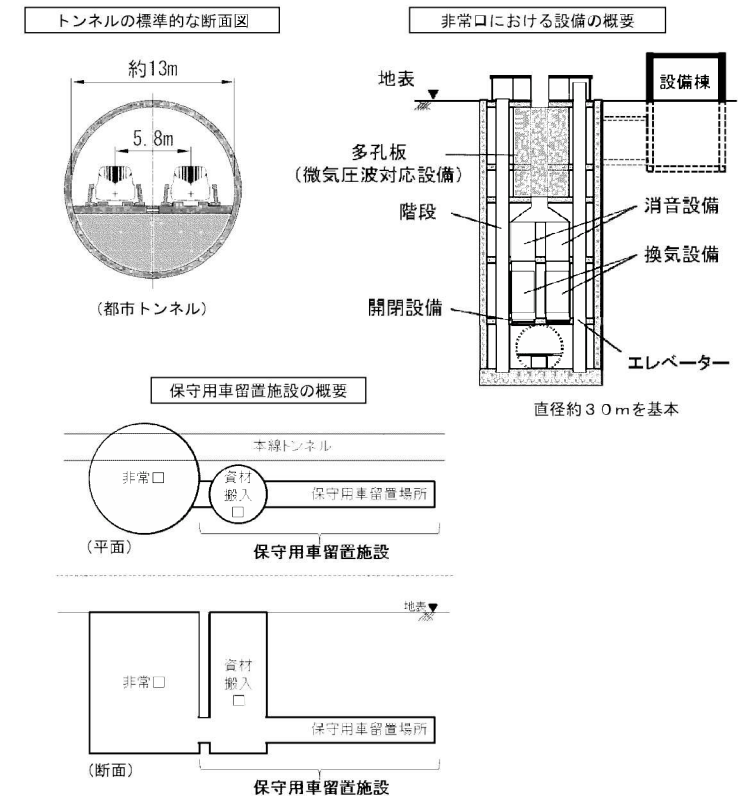


3 市内の非常口等計画地の概要

※ 図中の○は直径100m



4 市内の施設・設備の概要



リニア中央新幹線計画の主な経緯及び今後の予定

資料 2

年 月	事 柄
昭和48年	・運輸大臣が、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画を決定
昭和49年～	・運輸大臣の指示による地形・地質調査等（～平成21年）
平成19年	・J R 東海が、中央新幹線を全額自己負担で建設することを発表
平成22年 2月～ 平成23年 5月	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣が、交通政策審議会に対し、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」諮問 ・交通政策審議会（陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会）において審議（計20回） ・交通政策審議会（陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会）が、「営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」答申 ・国土交通大臣が、全国新幹線鉄道整備法に基づき、中央新幹線の建設主体及び営業主体としてJ R 東海を指名するとともに、整備計画（東京都・大阪市間）を決定の上、J R 東海に対して建設を指示
平成23年 6月 ～ 7月	・J R 東海が、改正環境影響評価法の趣旨を踏まえ、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の「計画段階環境配慮書」を公表（3km幅の概略のルート、直径5km円の概略の駅位置等の計画概要や環境配慮事項等）、環境保全の見地からの意見募集を実施
平成23年 9月～ 平成24年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ・J R 東海が、環境影響評価法及び川崎市環境影響評価条例に基づく「環境影響評価方法書」を公告（環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法） ・J R 東海が、市内の5区（中原、高津、宮前、多摩、麻生）で計9回の説明会を開催 ・川崎市環境影響評価審議会で審議 ・川崎市が、環境影響評価方法書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、「法対象条例方法審査書」をJ R 東海あて送付及び公告
平成24年 8月	・J R 東海とリニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会が共催で、相模原市において任意の中央新幹線計画（東京都・名古屋市間）の説明会を開催
平成25年 7月	・J R 東海とリニア中央新幹線建設促進神奈川県期成同盟会が共催で、市内において任意の中央新幹線計画（東京都・名古屋市間）の説明会を開催
平成25年 9月～ 平成26年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・J R 東海が、同法及び同条例に基づく「環境影響評価準備書」を公告（具体的なルート及び非常口5か所の位置並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果等） ・J R 東海が、市内の4区（中原、高津、宮前、麻生）で計11回の説明会を開催 ・川崎市が、公聴会を2回開催、川崎市環境影響評価審議会で審議 ・川崎市が、環境影響評価準備書に対する市長意見を県知事に提出及び公表するとともに、「法対象条例審査書」をJ R 東海あて送付及び公告 <p><主な内容（全般的事項）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事が10年以上の長期に及ぶものであり、他の大規模事業の事業者との連絡・調整を図り、環境影響の低減に努めること ・関係機関との協議・調整を適切に行うこと ・住民の間合せ窓口として、川崎市内に環境保全対応の事務所を速やかに設置すること 等
平成26年 3月～	・J R 東海が、大深度地下使用法に基づく「事前の事業間調整」手続きを開始（事業概要書に関する任意の説明会を4月22日に開催）
平成26年 4月 ～ 8月	<ul style="list-style-type: none"> ・J R 東海が、環境影響評価法に基づく確定前の「環境影響評価書」を国土交通大臣に送付 ・国土交通大臣が、環境大臣意見を踏まえてJ R 東海に意見を提出 <p><主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣意見を勘案し環境の保全について適切な配慮が確保されること ・事業説明会や工事説明会等の場を活用し、地域住民への丁寧な説明をすること ・関係地方公共団体と連携して事業を実施すること ・建設発生土の運搬時の環境負荷低減に努めること 等 <ul style="list-style-type: none"> ・J R 東海が、同法及び同条例に基づく「環境影響評価書」を公告
平成26年 8月	・J R 東海が、全国新幹線鉄道整備法に基づく「工事実施計画（その1）」について国土交通大臣に認可申請
今 後	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣が、同法に基づく工事実施計画（その1）を認可（見込み） ・事業説明会、測量、設計・協議、工事説明会を行い、その後実際の工事を開始 ・大深度地下使用法に基づく「使用認可」手続き
平成39年度想定	・東京都・名古屋市間の営業開始
平成57年想定	・大阪市まで営業開始（J R 東海「交通政策審議会」で説明する試算結果等について（平成22年4月より））